お持ちの建物保障は大丈夫ですか??



# JAの建物更生共済なら! 住宅はもちろん

倉庫·納屋·車庫·物置

音音 (牛舎。豚舎。鶏舎。塩肥舎)

店舗。事務所。公民館

アパート・マンション

神社。仏閣。庫程

など様々な物件を保障できます!

建物更生共済は10年間共済掛金が変わりません!

自然災害に強い

地震保障も標準装備

満期共済金がある

様々な出費にも対応

•人 JA共済

- ●お引受には審査がございます。
- ●お支払いには要件がございます。
- ●この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書 (契約概要、注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



## 地震などの

に強い。

火災や盗難などの事故はもちろん、 台風や地震などの自然災害による損害も、 しっかり保障します。

#### **夕がにも備えられる**。

建物や家財について発生した 火災や自然災害によって、 ケガをされたり、死亡されたりしたときには、 傷害共済金をお支払いします。



## 満期共産金がある。

掛け捨てではありません。保障期間満了時に、 満期共済金をお支払いします。 満期共済金は、一括で受け取ることも、

## いろいろな出費も安心。

火災や自然災害にあわれたときに発生する 残存物のかたづけに必要な費用や 消火にかかった費用のほか、当面の生活に 必要な費用等をお支払いします。

ご契約例

保障期間30年の場合(共済期間10年:維続回数2回の場合)、 木・防火造、実損てん補特約付、臨時費用共済金の支払割合30%

火災共済金額 1,000万円

満期共済金額 34万円

協定共済価額 1.000万円

共済掛金(月払い) ご加入後10年間 (口座振替扱い共済掛金)

火线

地震などによるものを除きます。

給排水設備に生じた

事故による水ぬれ

盗難による盗取、

自然災害による ものを除きます。

損傷または

汚揭

1日あたり

破裂または爆発

地震などによるものを除きます。





損害の額









- ●損害割合が5%以上のとき
- ●床下浸水を除く損害割合が3%以上5%未満のとき ●風災・ひょう災・雪災によって生じた損害の額が5万円以上のとき

#### 臨時費用共済金

#### 特別費用共済金

#### 残存物とりかたづけ費用共済金

建物外部からの

物体の衝突

建物内部での 車両の衝突

騒じょうなどに

伴う暴力行為

または

または

破壞行為

火災・落雷などのとき、さらにこんな費用もお支払いします。 ● 損害防止費用共済金

失火見舞費用共済金

●盗難再発防止費用共済金

## こなどのとき







損害割合が5%以上のとき

〇〇 万円 × 損害割合 地震共済金※1【限度額】損害の額×50% 満期のとき 満期共済金

割りもどし金※2

※2 割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび消期時にお受取りになれますが、その都度変動し、経済情勢などによっては、0になる場合もあります。 ※1 地震などによって生じた火災・破裂または爆発によるものを含みます。

1 人につき (火災共済金額×30%) 亡され 300万円

傷害井済余 【限度額】 1人につき 1,000 万円 ■1人につき(火災共済金額の30%×支払割合) 150 sp ~ 300 sp

傷害共済金 【限度額】 1 人につき 1,000 万円 × 支払割合 施術の場 場た合は

1人につき (火災共済金額×5%) 傷害井済余

30万円 [限度額] 1人につき30万円 (10日以上入院して治療または脆術を受けられた、または30日以上入院もしくは通院して治療または脆術を受けられた場合)

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご確認ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

くらしの保障、相談するなら



始良支店 (0995)65-3131 (0995)52-1135

薄辺支店 (0995)59-2211

集人支所 (0995)42-1121